

誤りが多いケース

以下の事項について、ご留意願います。

1 提出書類 編

以下の場合、書類の再提出となります。

(1) 写し不可の提出書類をコピーで提出。

次の書類は、必ず、原本を提出してください。

- ① 身分証明書（個人の方）
- ② 全ての県税（個人県民税・地方消費税を除く）に未納がない証明（山梨県内に事業所を有しない場合は不要）
- ③ 法人税及び消費税及び地方消費税に関する納税証明書「その3の3」（法人の方）
- ④ 申告所得税及び消費税及び地方消費税に関する納税証明書「その3の2」（個人の方）

(2) 写しに奥書証明がない。

商業登記簿謄本は原本提出が望ましいが、写しを提出する場合には代表者印による奥書証明が必要となります。

(3) 「役員名簿」中に、受任者の情報が記載されていない。

契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合は、その委任を受けている営業所等の代表者も必ず記入してください。

なお、「役員名簿」中には、監査役の方の記載は不要です。

(4) 「許認可資格等一覧表」の作成

更新申請の手引き16～18ページ「営業に関し必要な許可・認可・資格等一覧」を確認し、必要な資格等一覧表作成と許認可資格等の写しを提出して下さい。

2 やまなしくらしねっと入力 編

(1) 「物品取引希望種目」で「14-99 その他（物品）」が選択されているが、「営業種目（取扱いメーカー又は取扱い品名）」欄が未入力。

今後、県庁内の各所属が、契約相手先を検討する場合に参考としますので、「14-99 その他（物品）」を選択した場合は、「営業種目（取扱いメー

カー又は取扱い品)」欄に、必ず具体的な取扱品名等を記入してください。

入力(例) その他(〇〇) 〇〇には、具体的な取扱品名等を記載

(2)「物品取引希望種目」で「23-99 その他(役務)」が選択されているが、「営業種目(取扱いメーカー又は取扱い品名)」欄が未入力。

(1)と同様に、「23-99 その他(役務)」を選択した場合は、「営業種目(取扱いメーカー又は取扱い品名)」欄に、必ず具体的な取扱業務等を記入してください。

入力(例) その他(〇〇) 〇〇には、具体的な取扱業務等を記載

(3)「物品取引希望種目」で「16 建物管理」が選択されているのが、「営業種目(取扱いメーカー又は取扱い品名)」欄が未入力。

(1)(2)同様に、今後、県庁内の各所属が、契約相手先を検討する場合に参考としますので、この欄には、別紙「取扱項目例」をご参照のうえ、「取扱項目」を必ず入力してください。

入力(例) 16-14 (建物、電気・機械整備点検・保守) を選択したケース

16-14 (消防設備点検・保守)

(4)「物品取引希望種目」で「1 印刷類」を選択されている場合、機械設備欄の各欄が未入力。

「1 印刷類」を選択された場合、「機械設備(機能)」、「機械設備(性能)」、「機械設備(台数)」を必ず入力願います。